

### 3 諮問事項

#### (1) 緊急経営支援資金（平成31年（2019年）消費税増税支援特別枠）の創設について

#### 【概要】

平成31年（2019年）10月に消費税が8%から10%に増税されることに伴い、増税分の価格転嫁や駆け込み需要後の景気後退など、市内中小企業を取り巻く状況は一段と厳しくなることが懸念される。

このような状況を踏まえ、消費税増税による影響を緩和し、市内中小企業の経営安定に向けた資金繰り支援に取り組むことを目的とし、市制度融資の緊急経営支援資金内に「消費税増税支援特別枠」を創設するもの。

資金名	緊急経営支援資金（平成31年（2019年）消費税増税支援特別枠）
要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内に事業所を有し、市税を完納している中小企業者</li><li>・平成31年（2019年）10月の消費税増税に伴い、最近3ヵ月の売上高等が前年同期と比較して15%以上減少しており、市の認定を受けた中小企業者</li></ul>
資金使途	運転資金 ※既存借入償還のための借換は不可とする。
限度額	1,000万円 ※緊急経営支援資金のその他メニュー（一般枠、災害復旧枠等）とは別枠とする。
利率	1.26%
貸付期間	7年以内（据置1年以内）
保証料率	0.45～0.84%
利子補給	最初の1年間の利子のうち、延滞利子を除く利子額を全額補給
保証料補給	350万円までの借入は全額補給
実施期間 （受付期間）	平成32年（2020年）1月6日～平成32年（2020年）12月28日 ※いずれも保証協会の受付日を基準とする。

#### 【施行日】

平成31年（2019年）10月1日

緊急経営支援資金（平成31年（2019年）消費税増税支援特別枠）の考え方について

1 基本的な考え方

今般の消費税増税に伴い、次の影響が想定され、市内中小企業者を取り巻く状況は一段と厳しくなることが懸念される。

- ・増税前の駆け込み需要や増税後の反動減による売上高の減少
- ・増税分の仕入単価を商品価格に転嫁できない場合による売上総利益の減少

このため、本融資は、消費税増税に伴う売上減少などによる市内中小企業者の緊急的な経営の悪化に対する資金繰りを支援するため「緊急経営支援資金」として創設するもの。

なお、対象要件等、本融資の制度内容については、前回平成26年消費税増税時に創設した特別融資の実績を参考にするとともに、既存の融資メニューとのバランスを考慮し設定する。

2 融資対象要件の比較

区分	項目	対象要件	備考
既存	緊急経営支援資金 一般枠 (利率1.46%)	最近3ヶ月の売上高が前年同期比10%以上減少した事業者	全業種対象
	セーフティネット保証 適用時 (利率1.26%)	セーフティネット保証の要件 ※代表例である5号の要件 最近3ヶ月の売上高等が前年同期比5%以上減少した事業者	指定業種のみ（H31.2月時点で、全1,458業種のうち207業種）対象
追加	緊急経営支援資金 消費税増税支援特別枠 (利率1.26%)	<u>最近3ヶ月の売上高または売上総利益が前年同期比15%以上減少した事業者</u> ※売上総利益＝売上高－売上原価	全業種対象

3 融資利用の見込み

- ・件数：40件
- ・融 資 額：160,000千円 ※40件×4,000千円（前回の平均融資金額）

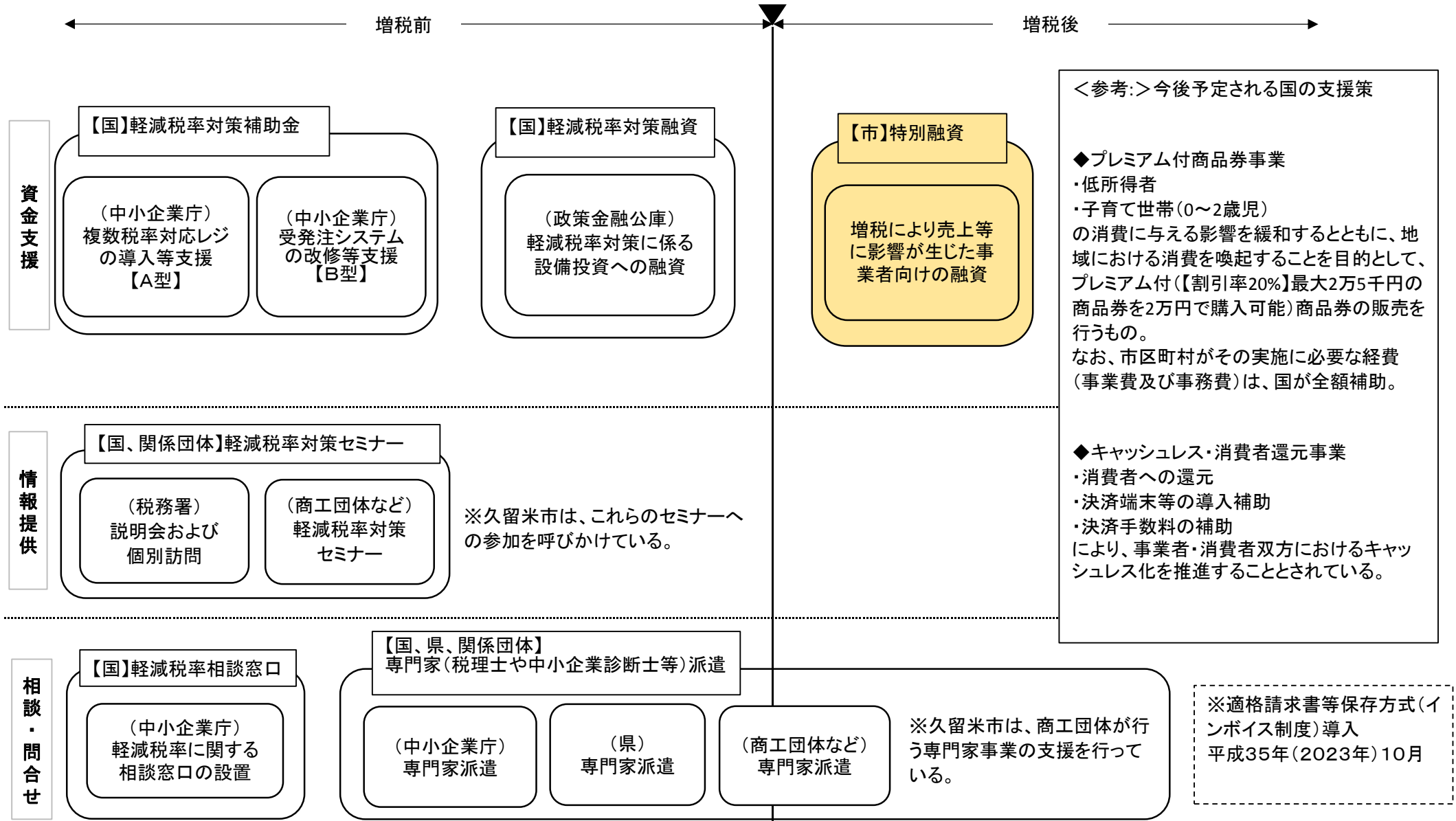
[参考] 前回（平成26年増税時の特別融資）実績

年度	月	件数	金額（千円）
平成26年	7月	10	41,000
	8月	2	12,000
	9月	5	18,500
	10月	2	11,500
	11月	1	4,000
	12月	4	10,000
	1月	1	2,000
	2月	1	2,500
	3月	1	500
平成27年	4月	0	0
	5月	0	0
	6月	1	400
合計		28	102,400

平均融資金額(千円)	3,657
------------	-------

平成31年(2019年)10月

消費税増税

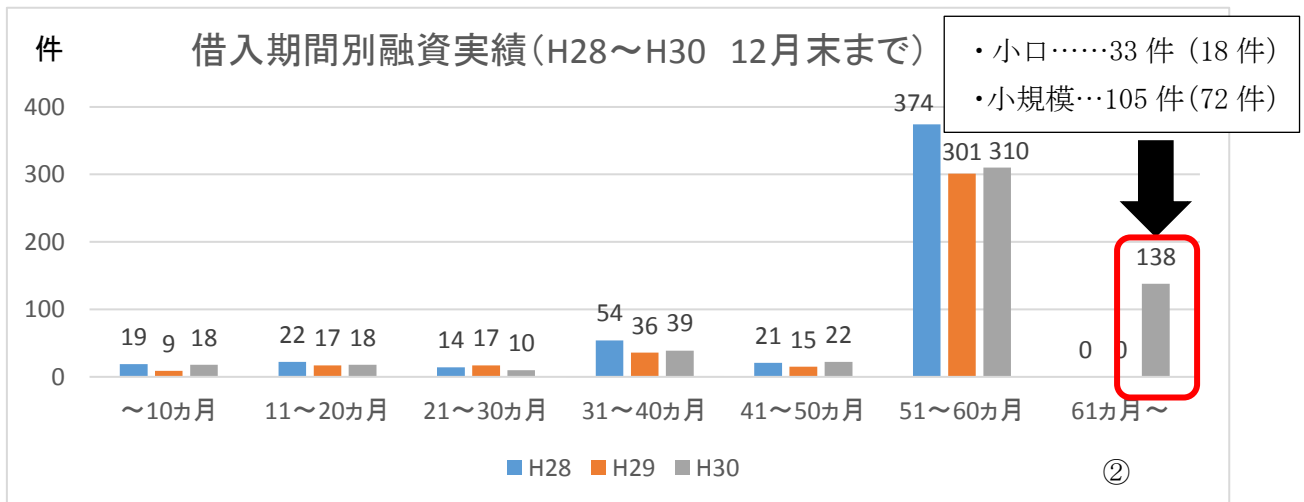
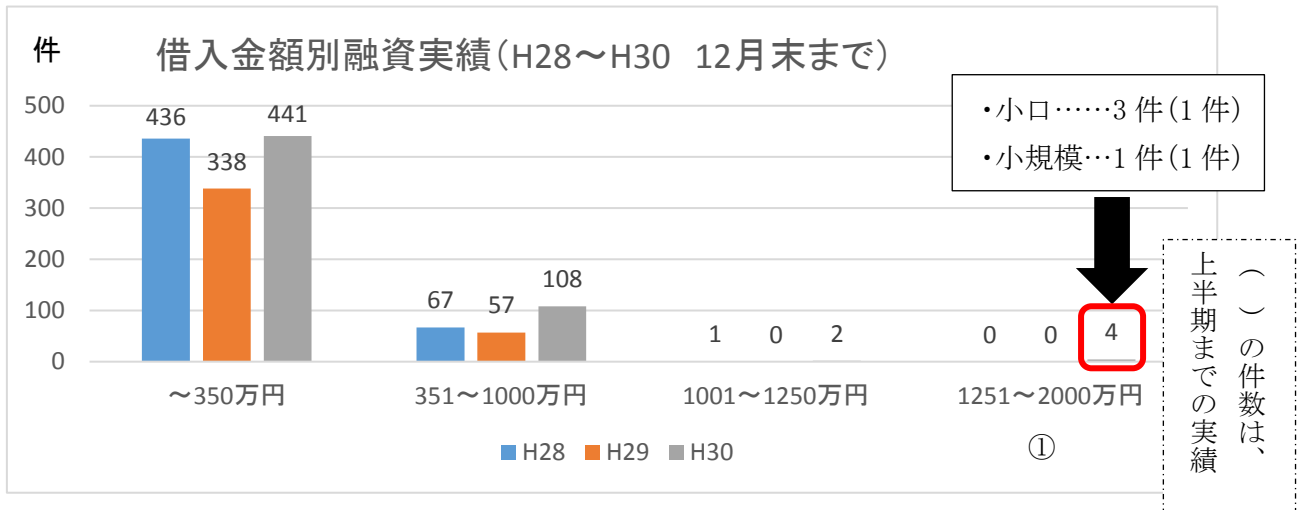


## 4 その他

### (1) 平成30年度制度改正後の状況について

#### 平成30年度 制度改正後の状況について

- 平成30年4月1日から、信用保険法等の改正に伴い小規模事業者等への支援強化を目的として、経営安定資金等の融資限度額の引き上げなどの制度改正を実施。
- 平成30年12月末までの実績を確認すると、上半期と同様に、制度改正により拡充した条件【①限度額（1,251万円以上）②借入期間（5年以上）】での利用実績も伸びており、中小企業の多様な資金需要への一層の対応を目的として実施した今回の制度改正の効果が生じてきているものと考えます。



【参考】改正内容（平成30年4月1日以降）

制度名		現行	
		限度額	借入期間
経営安定資金	小口資金	1,250万円	5年(6ヵ月)
	小規模企業者振興資金	1,250万円	5年(6ヵ月)
	短期安定資金	1,000万円	1年
新規開業資金		750万円	10年(1年)
特定創業支援事業の証明を受けた場合		1,000万円	

⇒

改正後（平成30年4月1日～）	
限度額	借入期間
2,000万円	7年(1年)
2,000万円	7年(1年)
2,000万円	1年[変更なし]
2,000万円	10年(1年) [変更なし]

( )内は据置期間

## 4 その他

### (2) 緊急経営支援資金（災害復旧枠）について

#### 緊急経営支援資金（災害復旧枠）について

##### 1 制度概要

資金名	緊急経営支援資金（災害復旧枠）
融資対象	「平成30年7月豪雨」で被災した市内中小企業者 ※市が発行する「り災証明書」の添付が必要です。 なお、証明書発行待ちの方は、「市受付印が押された、り災証明願のコピー」を先に提出し、「り災証明書」後日提出で可。
要件	市内に事業所を有し、市税を完納している中小企業者で、激甚災害指定、局地激甚災害指定、災害救助法適用のいずれかに指定された災害（以下「激甚災害等」という。）又は激甚災害等と同等の災害として市長が認める災害による被災に起因して事業活動に支障が生じている方で、かつ市の認定が必要です。
資金用途	復旧に要する設備・運転資金 ※既存借入の借換えはできません。ただし、緊急経営支援資金（災害復旧枠）からの借換えは除きます。
限度額	1,000万円 （緊急経営支援資金の一般枠、経済対策特別枠とは別枠）
利率	0.8%
貸付期間	7年以内（据置1年以内）
保証料率	0%（市が全額負担）
利子補給	市が最初の1年間の利子のうち、延滞利子を除く利子額を全額補給 ※申請時期は、融資実行日から1年経過後です。
実施期間	平成30年7月20日から平成31年3月29日まで ※いずれも保証協会受付日を基準とします。

##### 2 利用実績

分類	総件数	月毎の件数							金額
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
融資実行	48件	2件	23件	10件	7件	5件	1件		369,280,000円
災害認定	61件	22件	18件	7件	10件	2件	2件	1件	

◆融資実行は平成30年12月末現在、災害認定は平成31年1月末現在

◆平均借入金額：7,693,333円≒770万円（上限は1,000万）

◆平成24年度豪雨時の実績

融資実行総件数：25件 融資金額：174,397,000円 平均借入額：6,975,880円≒700万円

##### 3 本制度融資の終了について

現在、本制度融資の利用や窓口相談の状況は減少傾向にあるため、**本制度融資は、予定どおり平成31年3月29日をもって終了**することとする。

## 4 その他

### (3) 新規開業資金の制度の見直しについて

#### 新規開業資金の制度の見直しについて

##### 1 概要

利用者の利便性を図ることを目的に、以下のとおり見直しを行います。

##### (1) 保証料について

保証料（料率0.72%）については、これまで利用者は貸付け時に、一旦、保証協会に仮払いいただき、後日、市へ保証料補給金の交付申請を行い、市が利用者へ全額補助する形をとっていましたが、市が直接、保証協会に補助する形に見直すことで、利用者の仮払いを不要とします。

(変更前)

保証料0.72%（市が後日、全額補給）

※利用者の仮払いあり

(変更後)

保証料0%（市が全額負担）

※利用者の仮払いなし

##### (2) 申込み場所の拡大と申込み期間の廃止について

申込み場所については、これまでの久留米市新産業創出支援課に加えて、久留米商工会議所、市内各商工会に拡大します。

また、申込み期間については、これまで年6回（各2週間程度）に限定していたものを、年間を通じて申込みできるようにします。

(変更前)

申込み場所：久留米市新産業創出支援課

申込み期間：年6回に限定（各2週間程度）

(変更後)

申込み場所：久留米市新産業創出支援課、久留米商工会議所、市内各商工会

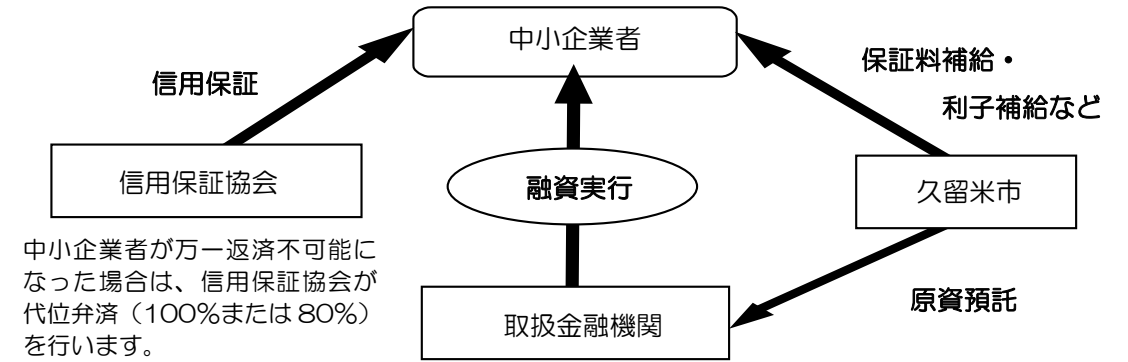
申込み期間：随時

# 久留米市 中小企業融資のご案内

久留米市では、中小企業者の皆様が必要とされる資金の調達を応援し、経営発展の支援を行っています。

## 1. 久留米市中小企業融資のしくみ

この制度は、久留米市内の中小企業の皆様の経営の安定にお役立ていただくことを目的として、久留米市と福岡県信用保証協会及び取扱金融機関との相互協力により成り立っています。



## 2. ご利用要件

- ・久留米市内に事業所を有する中小企業者であること
- ・信用保証協会の保証対象業種であること
- ・市税を完納していること
- ・特定非営利法人（NPO法人）も利用可能（但し利用できる制度や必要書類が異なりますので必ず事前に市にご相談ください）

暴力団または暴力団員が関与する中小企業者は、融資の利用ができません

## 3. お申し込みに必要な書類（チェックリストとしてご利用ください）

個人事業の方		法人事業の方	
<input type="checkbox"/> 借入申込書	1部	<input type="checkbox"/> 借入申込書	1部
<input type="checkbox"/> 納税証明書	1通	<input type="checkbox"/> 納税証明書	1通
	※最新年度の市県民税納税証明書		※最新年度の法人市民税納税証明書
<input type="checkbox"/> 市税の滞納のない証明書	1通	<input type="checkbox"/> 市税の滞納のない証明書	1通
<input type="checkbox"/> 印鑑証明書の写し	1通	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書の写し	1通
	※3ヶ月以内のもの		※3ヶ月以内のもの
<input type="checkbox"/> 確定申告書の写し（2期分）	1部	<input type="checkbox"/> 決算書（2期分）・残高試算表	1部
<input type="checkbox"/> 個人情報の取扱に関する同意書	2部	<input type="checkbox"/> 登記簿の履歴事項全部証明書	1部
	※保証協会・金融機関提出用1部ずつ		※保証協会・金融機関提出用1部ずつ
	※連帯保証人がいる場合1人につき2部ずつ	<input type="checkbox"/> 個人情報の取扱に関する同意書	2部
<input type="checkbox"/> (設備資金の場合) 見積書	1部		※連帯保証人がいる場合1人につき2部ずつ
<input type="checkbox"/> (許認可を必要とする業種の場合) 許認可証の写し	1部	<input type="checkbox"/> (設備資金の場合) 見積書	1部
<input type="checkbox"/> (土木・建設業の場合) 受注工事明細書	1部	<input type="checkbox"/> (許認可を必要とする業種の場合) 許認可証の写し	1部
<input type="checkbox"/> (緊急経営支援資金・新事業展開支援資金・ 賑わい創出支援資金の場合) 認定書	1部	<input type="checkbox"/> (土木・建設業の場合) 受注工事明細書	1部
<input type="checkbox"/> その他必要と認める書類		<input type="checkbox"/> (緊急経営支援資金・新事業展開支援資金・ 賑わい創出支援資金の場合) 認定書	1部
		<input type="checkbox"/> その他必要と認める書類	

## 5. 緊急経営支援資金の認定

(1) 緊急経営支援資金の認定にかかる必要な書類

- ①「一般枠」  
(次のうちいずれかの資料)  
・セーフティネット保証の認定書  
・最近3ヶ月及び前年同期の売上が確認できる帳簿等
- ②「経済対策特別枠」  
直近の事業所税の申告書（控え）
- ③「災害復旧枠」  
り災証明書

\*印鑑（個人の場合は代表者の印鑑、法人の場合は印鑑登録している代表者印）をご準備ください。

(2) 認定窓口 商工政策課（市役所11階）または各総合支所産業振興課

(3) その他 認定申請書は、市HPからダウンロードできます。

※事業所税は、「資産割」と「従業者割」から構成され、免税点を超過していれば、課税対象となります。  
(資産割の免税点) 久留米市内に所在する事業所等の床面積を合計した延床面積が1,000㎡以下  
(従業者割の免税点) 久留米市内の事業所等の従業者数の合計が100人以下

## 6. 新事業展開支援資金・賑わい創出支援資金の認定

●認定にかかる必要な書類

- ・融資対象事業所申請書
- ・事業計画書
- ・見積書など

※ご利用の方は、事前に市にご相談ください。

## 7. 利子補給と保証料補給

久留米市内の中小企業の皆様の負担を軽減する取組みとして、信用保証料と支払利子をそれぞれ助成する制度があります。

制度名	対象資金	対象借入額	補給額	申請時期（注3）
保証料補給	長期事業、経営安定、 緊急経営支援、賑わい創出支援	350万円以内	信用保証料全額(注1)	保証料支払日から3ヶ月以内
利子補給(注2)	緊急経営支援、新事業展開支援(一部)、 新規開業、賑わい創出支援	限度なし	借入れ後1年間の支払利子の 全額（延滞利子分除く）	融資実行日から1年経過後

(注1) 経営安定資金（小口資金、小規模企業者振興資金、短期安定資金）は、借入期間を5年とした場合の信用保証料額を限度額とします。

(注2) 緊急経営支援資金、新規開業資金、賑わい創出支援資金からの借換資金は、利子補給の対象となりません。

- ・新事業展開支援資金の利子補給対象は、事業内容が次のいずれかに該当するものに限ります。  
・高度医療関連産業 ・ハイオ、食品加工関連産業 ・自動車、産業機械関連産業  
・低炭素型社会貢献産業 ・海外ビジネス展開事業 ・新たな雇用の創出

(注3) 申請書等は、保証料補給は金融機関、利子補給は久留米市からお渡します。  
指定された期日までに申請しなければ、補助は受けられません。

## 8. 久留米市融資制度の相談窓口（まずはお気軽にご相談ください）

●久留米市商工政策課	TEL 30-9133	FAX 30-9707
新産業創出支援課	TEL 30-9136	FAX 30-9707
産業振興課 田主丸総合支所	TEL 0943-72-2110	FAX 0943-72-3819
北野総合支所	TEL 78-3569	FAX 78-3377
城島総合支所	TEL 62-2115	FAX 62-3732
三潁総合支所	TEL 64-2315	FAX 65-0957
●久留米商工会議所経営支援課	TEL 33-0213	FAX 33-0933
●久留米南部商工会	TEL 64-3649	FAX 64-4850
●久留米東部商工会 善導寺事務所	TEL 47-1231	FAX 47-0823
北野事務所	TEL 78-3311	FAX 78-4873
●田主丸町商工会	TEL 0943-72-2816	FAX 0943-73-0313



4. 久留米市中小企業融資制度一覧

制度名	使 途	限度額	利率 ※2	借入期間 (据置)	保証料率	保証人	要件 ※1	申込場所	指定金融機関	保証料 補給	利子 補給
長期事業資金	設 備 運 転	5,000万円	1.7% (1.5%)	運転7年 設備10年 (1年)	0.45~ 0.92%	原則として 法人は代表者 個人は不要	共通要件のみ	久留米市商工政策課 市総合支所産業振興課			
経営 安定 資金	小口資金	2,000万円	1.6% (1.4%)	7年 (1年)	0.45~ 0.92%	原則として 法人は代表者 個人は不要	共通要件のみ	久留米市商工政策課 市総合支所産業振興課 久留米商会議所 久留米南部商工会 久留米東部商工会 田主丸町商工会 指定金融機関	福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行	○	-
	小規模企業者 振興資金	2,000万円	1.3%								
短期安定資金	運 転	2,000万円	1.5% (1.3%)	1年	0.45~ 0.92%	原則として 法人は代表者 個人は不要	特に緊急に必要と認められる資金				
緊急 経営 支援 資金	一般枠	1,000万円	1.46% (1.26%)	7年 (1年)	0.45~ 0.84%	原則として 法人は代表者 個人は不要	次の①~③いずれかに該当する方 ①中小企業信用保険法第2条第5項に基づく認定を受けた方 ②最近3ヶ月の売上高が前年同期と比較して10%以上減少した方 ③災害等の発生により被害を受けた方(限定付で設備資金の申込可)	久留米市商工政策課 市総合支所産業振興課 久留米商会議所 久留米南部商工会 久留米東部商工会 田主丸町商工会 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	十八銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 佐賀共栄銀行 親和銀行 北九州銀行 筑後信用金庫 大川信用金庫 福岡県信用組合 商工中金	○	○
	経済対策特別枠						運 転				
	危機関連枠	運 転 設 備	1,000万円		0.57%		中小企業信用保険法第2条第6項に基づく認定を受けた方				
	災害復旧枠	設 備 運 転 (復旧に必要な資金)※3	1,000万円		0.8%		次のいずれかに該当する資金 ①「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により「激甚災害」もしくは「局地激甚災害」のいずれかに指定された災害を受け、事業の復旧に必要な資金 ②「災害救助法」の適用を受け、事業の復旧に必要な資金 ①及び②と同等の災害と市長が認めた災害を受け、事業の復旧に必要な資金				
平成31年(2019年)消費税増税支援特別枠	運 転	1,000万円	1.26%		0.45~ 0.84%		平成31年(2019年)10月の消費税増税に伴い、最近3ヶ月の売上高または売上総利益が前年同期と比較して15%以上減少した方 ※売上総利益=売上高-売上原価 ※受付開始は平成32年(2020年)1月6日以降		○	○	
新事業展開支援資金	設 備 (汎用性の高いものを除く)	5,000万円	1.3%	10年 (1年)	0.3~ 0.6%	原則として 法人は代表者 個人は不要	次の①と②いずれかに該当する方 ①新商品等の開発または生産を行う方 ②1年以上同一事業を行っている方で、新たな分野への進出(日本標準産業分類表の小分類が異なるもの)を行う方	久留米市商工政策課 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	福岡銀行 筑邦銀行 筑後信用金庫	-	○ (一部)
都心部・地域商業 賑わい創出支援資金	設 備 (1)店舗の新・改装費 (2)商店街整備事業に必要な資金	(1)3,000万円 (2)5,000万円	1.3%	10年 (1年)	0.3~ 0.6%	原則として 法人は代表者 個人は不要	(1)小売業者及び飲食業者で、次のいずれかに該当する方 ①都市計画区域における商業地区で営業する方 ②市内商工団体が実施する地域商業空き店舗対策事業の補助対象区域で営業する方 (2)協同組合など	久留米市商工政策課 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	福岡銀行 筑邦銀行 西日本シティ銀行 筑後信用金庫	○	○
新規開業資金	設 備 運 転	2,000万円	1.26%	10年 (1年)	0%	原則として 法人は代表者 個人は不要	次の①と②すべてに該当する方 ①事業を行っていない個人(法人の場合は代表者が事業を行っていない個人)で、市内で貸付実行日から1ヶ月(会社は2ヶ月)以内(特定創業支援事業の支援の証明書のある場合は6ヶ月以内)に開業する具体的な計画がある方、または申込時点で開業後6ヶ月未満の方 ②次のいずれかに該当する方 ・別に定める創業塾等を融資申込の前日2年以内に受講し、かつ良好な成績で修了している方 ・㈱ハイマート久留米が実施する「街なか起業家支援事業」において、融資申込の日と同一会計年度に十分な経営指導を受けている方	久留米市 新産業創出支援課 久留米商会議所 久留米南部商工会 久留米東部商工会 田主丸町商工会	福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 佐賀共栄銀行 親和銀行 北九州銀行 筑後信用金庫 大川信用金庫 福岡県信用組合 商工中金	-	○
			1.16%				上記に該当する方で、次のいずれかに該当する方 ・女性、若者(30歳未満)、シニア(55歳以上)の方(年齢は融資申込時点) ・特定創業支援事業の支援の証明書のある方 ・市外から転入し18ヶ月以内に融資申し込みを行う方、または、保証決定時点までに市外から転入した方				

※1 共通要件は以下のとおりです。  
 (1) 久留米市内に事業所を有する企業者であること  
 (2) 信用保証協会の保証対象業種であること  
 (3) 市税を完納していること

※2 ( )内の利率はセーフティネット保証1~6号、危機関連保証利用時に適用されます。  
 ※3 既存借入の借換はできません。ただし、緊急経営支援資金(災害復旧枠)からの借換は除きます。

□■ 返済条件緩和措置 ■□  
 資金繰りに支障が生じている中小企業者を対象に、久留米市の制度融資(新事業展開支援資金、賑わい創出支援資金を除く)の返済条件を緩和しています。  
 1. 最長返済期間の延長 最長2年(短期安定資金は最長1年間)  
 2. 元金返済猶予措置 最長2年(短期安定資金は最長1年間)  
 両方組み合わせることも可能です。資金を利用している金融機関にてお申込ください。

